

第百七十一回国会 衆議院 議院運営委員会 議 録 第三十六号

平成二十一年五月二十六日(火曜日)

午後零時三十一分開議

出席委員

委員長 小坂 憲次君

理事 小此木八郎君 理事 今井 宏君

理事 平沢 勝栄君 理事 渡辺 博道君

理事 高木 毅君 理事 玄葉光一郎君

理事 渡辺 周君 理事 遠藤 乙彦君

あかま二郎君 井脇ノブ子君

大塚 高司君 奥野 信亮君

亀岡 偉民君 清水清一郎君

谷 公一君 藤井 勇治君

若宮 健嗣君 近藤 洋介君

高山 智司君 伊藤 涉君

穀田 恵二君 保坂 展人君

糸川 正晃君

議長 河野 洋平君

副議長 横路 孝弘君

事務総長 駒崎 義弘君

委員の異動

五月二十五日

辞任 補欠選任

保坂 展人君 日森 文尋君

同日 辞任 補欠選任

日森 文尋君 保坂 展人君

同日 辞任 補欠選任

同月二十六日 補欠選任

辞任 穀田 恵二君

同日 補欠選任

辞任 佐々木憲昭君

同日 補欠選任

穀田 恵二君 佐々木憲昭君

五月二十日

憲法審査会の始動反対に関する請願(笠井亮君紹介)(第二四八九号)

同月二十五日

憲法審査会の始動をやめることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第二五八六号)

同(石井郁子君紹介)(第二五八七号)

同(笠井亮君紹介)(第二五八八号)

同(穀田恵二君紹介)(第二五八九号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二五九〇号)

同(志位和夫君紹介)(第二五九一号)

同(塩川鉄也君紹介)(第二五九二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第二五九三号)

同(吉井英勝君紹介)(第二五九四号)

は本委員会に付託された。

五月二十二日

国立国会図書館による資料の利用制限措置及び国会の情報公開制度に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一の三宮崎誠)(第九四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

新議員紹介の件

北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案(小坂憲次君外七名提出)の取扱いに関する件

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

国会議員の給与等に関する規程等の一部改正の件

本日の本会議の議事等に関する件

○小坂委員長 これより会議を開きます。

まず、新議員紹介の件についてであります。去る十八日、北関東選挙区において繰り上げ補充により、大高松男君が当選されました。また、去る二十一日、近畿選挙区において繰り上げ補充により、泉原保二君が当選されました。

慣例によりまして、本日の本会議において議長から両君を紹介されることになります。

○小坂委員長 次に、決議案の取扱いに関する件についてであります。本日、小坂憲次君外七名から、自由民主党、公明党の両会派共同提案による北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案が提出されました。

本決議案は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本決議案の趣旨弁明は、提出者の私、小坂憲次が行います。

また、本決議案に対して、内閣を代表して、麻生内閣総理大臣から発言があります。

○小坂委員長 次に、本日総務委員会の審査を終了した一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について、委員長から緊急上程の申し出があります。

本法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○小坂委員長 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件についてであります。庶務小委員長から発言を求められておりますので、これを許します。小此木八郎君。

○小此木委員 国会議員の歳費法の一部改正につきまして、その趣旨を御説明いたします。

去る五月一日に出されました人事院勧告を受け、国家公務員がことし六月に受ける期末・勤勉手当を暫定的に一割弱、約九・三%削減する法案が、現在国会で審議中であります。国会議員の期末手当については、歳費法の本則の規定で内閣総理大臣等の特別職の国家公務員と連動することとなつてゐるため、これと同じ削減率とするのであれば、歳費法の改正は必要ありません。

しかしながら、今回の人事院の特別調査によれば、民間企業のことしの夏のボーナスは、対前年比マイナス一・三・二%となつてゐます。また、五月二十日の経団連の発表によれば、大企業平均でマイナス一・九・四%という過去最大の落ち込みを記録しております。こうした民間の置かれてゐる厳しい状況を踏まえると、国民の代表である国会議員みずから、さらに身を切る姿勢を示す必要があると考えます。

そこで、各会派間で協議を行いました結果、国会議員のことし六月の期末手当につきましては、国家公務員の削減率の二倍以上、すなわち、現行の期末手当の二割を削減すべきであるとの結論を得たものであります。

本法案は、歳費法の附則に一項を追加し、ことし六月に受ける議長、副議長及び議員の期末手当の額を二割削減する特例規定を設けるものであります。

以上でございます。

第一類第十六号 議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

議院運営委員会議録第三十六号 平成二十一年五月二十六日

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○小坂委員長 それでは、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件につきまして、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○小坂委員長 次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件、国会議員の給与等に関する規程等の一部改正の件についてであります。○駒崎事務総長 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件外一件につきまして御説明申し上げます。

まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件であります。これは、人事院勧告に伴う政府職員の勤勉手当の減額に準じて、本年六月に支給する国会議員の秘書の勤勉手当を暫定的に約九・三％減額するものであります。

次に、国会議員の給与等に関する規程等の一部改正の件であります。これは、人事院勧告に伴う政府職員の期末手当及び勤勉手当の減額に準じて、本年六月に支給する国会議員の期末手当及び勤勉手当を暫定的に約九・三％減額するものであります。

また、政府職員に準じて、指定職給料表適用職員の特別給を期末手当と勤勉手当に分け、勤務実績に応じて支給するものであります。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正

する規程案
〔本号末尾に掲載〕

○小坂委員長 それでは、まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件につきまして、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小坂委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

次に、国会議員の給与等に関する規程等の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小坂委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

○小坂委員長 次に、ただいま本委員会提出とするに決定いたしました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の両法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○小坂委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○駒崎事務総長 まず最初に、議長から新議員の紹介がございます。議席番号順に大高松男さん、泉原保二さんの順に紹介いたします。

次に、動議により、北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案を上程いたします。提出者を代表して小坂憲次さんが趣旨弁明をされます。全会一致であります。採決の後、麻生内閣総理大臣の発言がございます。

次に、総務委員会の法律案を緊急上程いたします。赤松総務委員長長の報告がございます。共産党及び社民党が反対でございます。

次に、ただいま御決定いたしました国会議員の歳費法の一部改正案、国会議員の秘書の給与法の一部改正案を緊急上程いたしまして、小坂議院運営委員長長の趣旨弁明がございます。採決は二回になります。一回目は国会議員の歳費法の一部改正案で、全会一致であります。二回目は国会議員の秘書の給与法の一部改正案で、共産党及び社民党が反対でございます。

本日の議事は、以上でございます。○小坂委員長 それでは、本日の本会議は、午後一時二十分予鈴、午後一時三十分から開会いたします。

○小坂委員長 次に、次回の本会議の件についてであります。次回の本会議は、来る二十八日木曜日午後一時から開会することといたします。

また、同日午前十時三十分理事会、午前十一時から委員会を開会いたします。本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

平成二十一年六月に受ける第十一條の二第一項の規定による期末手当に関する同条第二項の規定の適用については、同項中「特別職の職員」の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十

一年法律第 号）第四條の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）附則第五項の規定の適用がないものとした場合における同法」と、「額」とあるのは「額に、百分の八十を乗じて得た額」とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

現下の社会経済情勢にかんがみ、平成二十一年六月に受ける議長、副議長及び議員の期末手当の額を二割削減する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。
（平成二十一年六月に受ける勤勉手当に関する特例措置）

22 平成二十一年六月に受ける勤勉手当に関する第十五条第二項各号の規定の適用については、同項第一号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、同項第二号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十六」と、同項第三号中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十二」と、同項第四号中「百分の二十二・五」とあるのは「百分の二十一」とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

一般職の国家公務員の勤勉手当の暫定的減額措置に準じ、平成二十一年六月に受ける国会議員の

イロに掲げる国会職員以外の国会職員
当該国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当

平成十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第七條の第三項及び第三項並びに第七條の第四項の規定の適用については、第七條の第三項中「百分の百六十」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の百二十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、同条第三項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」とあるの

附則第十三条中「及び第七条の五第五項」を削り、「これらの規定中」を「同規程第七条の三第三項中」に改める。

第二条の表第七条の三五項及び第七条の五五項の項中「及び第七条の五五項」を削り、同表第七条の五六項の項を削る。

第五条の表第七条の六四項の項中「第七条の六四項」を「第七条の五四項」に改める。

平成二十一年五月二十八日印刷

平成二十一年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A